

③ 運転免許

てんかんのある人の 運転免許について

弁護士 高山 俊吉 (たかやましゅんきち)



てんかんがあっても、「発作が再発するおそれがない」、「再発しても意識障害や運動障害がない」、「発作が睡眠中に限られる」人は、免許が取得できます。2002年の道路交通法改正で、てんかんのある人が車社会に参画できるようになり、今や毎年多くの人々が免許を新規取得し、更新しています。

免許を認める「運用基準」として、ア. 5年以内に発作が起きていない。イ. 2年以内に起きておらず「今後X年程度は起きないだろう」と診断された。ウ. 1年間経過観察の後「意識障害・運動障害を伴わない単純部分発作（発作中も意識が覚醒している）」に限られ、今後症状悪化のおそれがない」と診断された。エ. 2年間経過観察

の後「発作が睡眠中に限られ、今後症状悪化のおそれがない」と診断された、などが決められています。

いずれの場合も、主治医の診断書が必要です。運転免許センターには、所定の診断書用紙があります。更新手続きの際にも、自身の症状等の申告欄にチェックをしなければなりません（表参照）。これを怠ると危険な運転者が見逃されかねず、免許保持に注意を払っている多くの皆さんに迷惑をかけます。

新規取得や更新の場合にも、途中で発症・再発した場合にも「運転適性相談」を受けますが、その際、自身の身体の状態を正確に申告し、常に確信を持って運転するように心がけましょう。

表 運転免許センターに提出する病気の症状等申告欄

- | | |
|---|--------------------------|
| 1. 病気を原因として、または原因が明らかでないが、意識を失ったことがある方 | ☐ |
| 2. 病気を原因として発作的に身体の全部または一部のけいれんまたは麻痺を起こしたことがある方 | ☐ |
| 3. 十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまうことが週3回以上ある方 | ☐ |
| 4. 病気を理由として、医師から、免許の取得または運転を控えるよう助言を受けている方 | ☐ |
| 5. 1～4のどれかに該当する方で、申請前に運転適性相談を終了している方 | ☐ |
| 6. 1～4のどれにも該当しない方 | ☐ |

運転適性相談窓口をご活用ください!!

運転適性相談窓口は、全国の都道府県すべてに設置されています。ここは、免許の取得や更新が可能かの相談を受けられるところです。事前に用意しなければならない書類はありませんので、ぜひ気軽にご相談ください。

運転適性相談窓口一覧は、「波」2012年6月号（P14-15）に掲載してあります。警察庁のホームページ（http://www.npa.go.jp/annai/license_renewal/madogutiitirann.pdf）でも、ご確認ください。